

長野県景観育成ビジョンの策定について(概要)

策定にあたっての経緯

景観行政団体への移行が進行し、市町村それぞれの景観行政が進められる一方で、市町村の区域を超えた広域的な観点での景観育成等が課題となっていたことから、景観育成計画の改定にあたり、「長野県景観育成ビジョン」を策定し、市町村と県が景観育成の方向性を共有しながら広域景観育成へ向けて連携した取組を推進する。

長野県景観育成ビジョンの概要

第1章 背景と目的

ビジョン策定の背景と視点(現状とビジョン策定の動機)

第2章 長野県の景観特性と ビジョン策定の視点

景観にまつわる現状や特性を踏まえて課題を整理、
ビジョン策定の視点を明示し、景観育成の基本理念
を検討

ビジョン策定の5つの視点

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 視点1 | ・市町界を超えた広域景観に影響を及ぼし得る事象や行為への対応 |
| 視点2 | ・広域的な視点からエリアの価値を高める景観育成の取組を推進 |
| 視点3 | ・公共施設における都市・地域と一体的なデザインによる質的向上 |
| 視点4 | ・環境配慮型の都市・地域づくり、施設づくりの景観誘導 |
| 視点5 | ・景観育成の担い手である生産者・事業者等の支援・連携の強化 |
| 視点6 | ・市町村と県の役割分担の整理と必要な支援策の継続・強化 |

第3章 景観育成の基本理念

多様な主体が連携・協働し、未来に向けて景観をつなぐ精神を踏まえ
基本理念を設定。ビジョン策定の5つの視点を踏まえ、将来に向けた
景観育成のビジョンを定めるとともに景観育成の取組につなげる

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

景観育成の3つのビジョン

- ビジョン1～広域的な景観育成の視点～
「観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく」
- ビジョン2～身近な景観育成の視点～
「身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む」
- ビジョン3～多様な主体との連携の視点～
「あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく」

第4章 景観育成の5つの取組

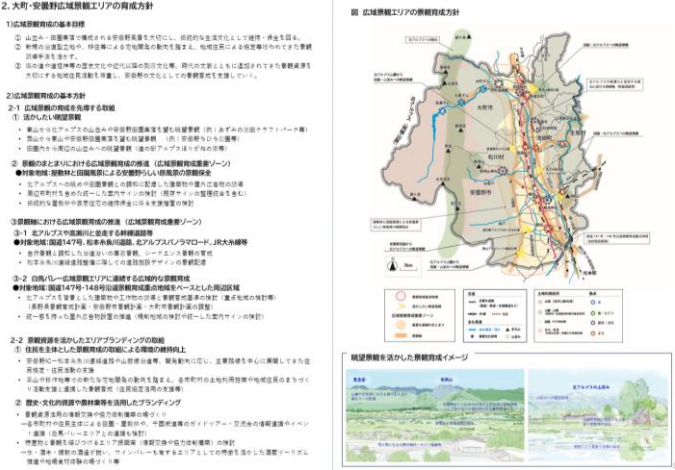
それぞれの主体に期待される役割を示しながら5つの取組方針
を定め、取組方針を実現するための取組方策を明示(以下抜粋)

- 取組方針① →主体:長野県
広域的な景観育成を先導します
・12の広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置
・景観育成重点地域の指定による景観誘導
- 取組方針② →主体:市町村・長野県
戦略的に眺望景観を活用します
・ビューポイント(眺望点)の指定や情報発信
・景観影響評価(広域景観アセスメント)制度の創設・運用
- 取組方針③ →主体:長野県
公共空間の質を高めます
・公共事業景観育成指針の運用
・広域的な公共整備の景観協議の仕組みづくり
- 取組方針④ →主体:県民・事業者・市町村・長野県
身近な自然・農村・歴史・文化を活かします
・長野県農村景観育成方針の展開
・信州まちなかグリーンインフラの推進
- 取組方針⑤ →主体:県民・事業者・市町村・国・長野県
多様な人材と協働・連携で推進します
・関係団体や中間支援組織、景観整備推進法人との連携
・市町村が主体となった景観行政の実現

第5章 広域景観エリアの景観育成方針

第3章や第4章を踏まえ、広域景観エリアにおける今後の景観育成の
基本目標や基本方針を景観育成方針として明示(12の広域景観エリア
ごとにシートを作成)

エリアシート(景観育成方針)の策定例



第6章 長野県景観育成ビジョンの推進体制

- 1 推進体制
長野県景観育成ビジョンの推進にあたっては、関係機関との横断的な体制を整え計画的に進捗管理を行う。
- 2 進捗管理の方法
(1) 実行計画の作成
ビジョンで掲げる基本理念や役割分担等を踏まえ、第4章で明示した取組方針及び方策に対応する施策として実行計画を作成
- (2) 進捗管理
PDCAサイクルの考え方に基づき毎年、実行計画の進捗管理のほか、5年を目途に必要な応じて長野県景観育成ビジョンの見直しを実施

第3章

基本理念

第4章

景観育成の 5つの 取組方針

- 1 基本目標
エリアの景観特性を踏まえた基本目標を明示
- 2 広域景観育成の基本方針
(1) 広域景観を先導する取組
活かしたい眺望景観や重要なゾーンを共有化し、景観育成の先導的な取組の方向性を明示
- (2) 景観資源を活かしたエリアブランディング
住民主体による景観資源を活用したエリアブランディングに関する方向性を明示